

三木町告示第140号

三木町国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年6月3日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第57号

三木町国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

第2条第1項中「第24条の3第1号の「天災、その他の災害」とは、震災、風水害、火災及びこれらに類する災害（以下「災害等」という。）を「第24条の3各号に該当する者に係る保険税の減免は、納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 震災、風水害、火災及びこれらに類する災害（以下「災害等」という。）を受けたとき。
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により療養の給付等が行われない被保険者があるとき。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げた者を除くほか、特別の事情があると町長が認めたとき。

第2条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第3条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に、「納期限」を「別表第3に定める日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該日までに申請ができないやむを得ない事情があると町長が認める場合は、町長が指定する日までに提出しなければならないものとする。

第5条を次のように改める。

(減免事由が重複した場合の取扱い)

第5条 条例第24条の3各号に規定によって保険税の減免を受けようとする納税義務者

が、別表第1及び別表第2に定める複数の減免基準に該当する場合には、別に定めがある場合を除き、減免割合の大きいいずれか1つの減免基準を適用するものとする。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	基準	減免割合	減免の対象となる税額	添付書類	
条例第24条の3第1号に該当する者	(1) 災害等により障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）となった者	10分の9	当該年度分の保険税額のうち、災害を受けた日以後の納期に係る額	官公署が発行する罹災証明書その他損害の内容及び災害の程度を確認できる書類	
	(2) 納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の所有に係る住宅又は家財について、災害等により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であり、かつ、当該災害等があった日の属する年度の前年中の合計所得金額が1,000万円以下である者	所得	損害		
		500万円以下	10分の5以上	10分の10	
			10分の3以上	2分の1	
			10分の5未満		
		500万円を超え	10分の5以上	2分の1	
		750万円以下	10分の3以上	4分の1	
			10分の5未満		
	750万円を超え	10分の5以上	4分の1		
	1,000万円以下	10分の3以上	8分の1		
		10分の5未満			

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第2条、第3条関係）

区分	基準	減免割合	減免の対象となる税額	添付書類
条例第 24 条の 3 第 2 号に規定する特別の事情がある者	(1) 国民健康保険法第 59 条の規定により療養の給付等が行われない被保険者が世帯にある者	10 分の 10	療養の給付等が行われない被保険者について算定される保険税額（療養の給付等が制限されている期間に係る保険税額に限る。）	収容証明書又は在所証明書若しくはその他各種施設への収容又は拘禁の事実を確認することができ書類
	(2) 生活保護法の規定により扶助を受けるに至った者	10 分の 10	保護を受ける期間中に納期限が到来する保険税額	生活保護開始決定通知書その他生活保護開始日を確認することができる書類
	(3) そのほか特別の事情があると町長が認める者	町長が別に定める。	町長が別に定める。	町長が別に定める。

別表第 3（第 3 条関係）

区分	申請の期日
別表第 1 に定める者	減免を受けようとする保険税の納期限
別表第 2 (1) に定める者	収容又は拘禁が終了した日後 30 日
別表第 2 (2) に定める者	生活保護開始決定通知書を受けた日後 14 日
別表第 2 (3) に定める者	町長が指定する日

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。